

2006年8月21日

各位

三井住友海上火災保険株式会社

### 付随的な保険金の支払漏れに関する対応状況について

三井住友海上火災保険株式会社（社長 江頭 敏明）は、臨時費用保険金等付随的な保険金の支払漏れに関する62種類の特約等の調査対応状況をまとめました。

弊社では、2005年5月～10月に実施した自主調査の結果、支払漏れが27,173件あったことが判明しましたが、その後調査態勢を見直し、自主調査で調査対象としていなかった保険金につき追加調査を進めました。その結果判明した合計45,219件の支払漏れにつきその追加支払状況（件数・金額）をご報告します（「別紙1」ご参照）。

高い信頼性を求められる保険事業においてこのような事態を招いたことを深く反省し、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

自主調査以降において、さらに大量の支払漏れが発生した主な理由は以下のとおりです。

1. 自主調査において、過去にお客さまから受取辞退等があったと記録がある場合の対応基準を定めていなかったため、単に受取辞退と記録があること等をもって受取辞退により支払不要と処理し、お客さまへ確認を行なっておりませんでした。（9,372件）
2. お客さまへ支払漏れ保険金の受取りをご案内した際に、次年度保険料の影響度合い等についてのご説明が不十分なまま、お客さまから受取辞退があったもの、および支払不能として処理を行ってございました。（2,411件）

受取辞退または支払不能と処理していた主な理由

- ・フリート料率に影響するとの理由（フリート契約のお客さま）
- ・会社決算の関係、会計処理上の理由、倒産・破産（法人契約のお客さま）
- ・ご本人への連絡不能、手続きが煩雑等の理由（個人契約のお客さま）

3. 自主調査にあたり、保険金支払管理部門と商品部門との協議が十分にできておらず、調査対象保険金の洗い出しが不十分となっておりました。再検証の結果、新たに23種類の保険金を調査対象といたしました。（6,274件）

弊社では、引き続き保険金支払漏れに係る調査態勢および保険金支払管理態勢の抜本的な見直し・改善に取り組むとともに、全てのお客さまへお支払いすべき保険金を公平かつ適切にお支払いするために、お支払いすることができた可能性のある付随的な保険金の調査を継続してまいります。その結果につきましては、あらためてご報告申し上げます。

○別紙1：弊社保険金の支払漏れに関する対応状況（2006年8月18日現在）

○別紙2：特約等の補償内容のご説明

以上

「別紙1」 弊社保険金の支払漏れに関する対応状況（2006年8月18日現在）

※★は、自主調査の後、対象保険金を拡大して追加調査した保険金です。

保険種類	対象保険金	追加支払完了件数 (件)…A	追加支払完了金額 (千円)	事故発生 件数(件) …B	追加支払 見込件数 (件)…C	追加支払 発生率 (%)…C/B	追加支払 進捗率 (%)…A/C	
自動車	車両保険	修理時諸費用保険金	2,396	93,952	1,823,872	2,411	0.132	99.4
		全損時諸費用保険金	136	9,467		136	0.007	100
		代車等費用保険金(定額払)	13,154	430,973		13,195	0.723	99.7
		盗難代車等費用保険金	1,114	88,742		1,123	0.062	99.2
		再取得時諸費用保険金★	106	15,357		106	0.006	100
		車両買替諸費用保険金★	73	7,427		73	0.004	100
		盗難対策費用保険金(盗難防止装置設置費用)★	38	1,230		38	0.002	100
		休車費用保険金★	13	596		13	0.001	100
		買替時登録諸費用保険金★	0	0		0	0	-
	対人賠償	臨時費用保険金	9,194	128,463	561,844	9,487	1.689	96.9
	人身傷害	臨時費用保険金	407	10,236	168,038	408	0.243	99.8
		育英資金★	3	15,000		3	0.002	100
		介護費用保険金★	0	0		0	0	-
		見舞金★	10	220		10	0.006	100
		入院保険金★	4	127		4	0.002	100
	自損事故	介護費用保険金	1	2,000	12,639	1	0.008	100
		自損事故保険金 (搭傷支払いあり)★	1,408	152,912		1,644	13.007	85.6
	傷害給付 (搭乗者 傷害)	傷害給付金(搭乗者傷害保険金) ・人傷支払いあり ・対人賠償あり(同乗者)★ ・自損支払いあり★	10,822	1,290,024	319,562	10,965	3.431	98.7
		手術加算金★	2,879	145,128		2,924	0.915	98.5
		救命救急医療加算金★	161	30,475		165	0.052	97.6
		死亡時特別保険金	17	17,251		17	0.005	100
		座席ベルト装着者特別保険金	3	7,500		3	0.001	100
		重度後遺障害特別保険金	5	3,848		6	0.002	83.3
		重度後遺障害介護費用保険金	7	20,327		8	0.003	87.5
		事業主費用保険金★	6	1,560		8	0.003	75.0
	その他	事業用動産 臨時費用保険金★	9	96	211,001	9	0.004	100
		日常生活賠償 臨時費用保険金★	5	150		5	0.002	100
	(小計)		41,971	2,473,061	3,096,956	42,762	1.381	98.2
火災・ 傷害・ 新種	火災保険	臨時費用保険金(火災)	679	31,048	338,798	688	0.203	98.7
		新価差額費用保険金	336	41,188		336	0.099	100
		特別費用保険金	88	33,800		90	0.027	97.8
		下肢通院増額支払	170	1,280		170	0.050	100
		人身傷害臨時費用保険金★	0	0		0	0	-
		建てかえ時特別費用保険金★	0	0		0	0	-
		賠償臨時費用保険金★	15	300		16	0.005	93.8
	傷害保険	後遺障害追加支払	207	157,966	1,839,142	207	0.011	100
		入院7日間2倍支払	91	863		91	0.005	100
		入院7日間2倍支払	19	304		19	0.001	100
		顔面傷害入院2倍支払	100	3,241		100	0.005	100
		特定傷害入院保険金	115	1,490		115	0.006	100
		疾病入院時一時保険金	110	2,702		113	0.006	97.3

	女性特定疾病2倍支払	25	1,861		25	0.001	100
	第三者加害行為増額支払	41	1,631		41	0.002	100
	臨時費用保険金(第三者行為)	1	600		1	0.0001	100
	家事労働費用保険金	16	1,400		16	0.001	100
	特定損傷保険金	15	641		15	0.001	100
	退院時一時保険金	95	5,040		95	0.005	100
	長期入院保険金	16	2,020		16	0.001	100
	交傷増額支払	63	1,774		63	0.003	100
	就業外倍額支払	3	293		3	0.0002	100
	学校管理下外倍額支払	3	47		3	0.0002	100
	入院・手術支払延長支払	5	296		5	0.0003	100
	傷害入院時一時保険金	83	1,592		84	0.005	98.8
	成人病2倍支払	2	240		2	0.0001	100
	三大疾病2倍支払	1	275		1	0.0001	100
	入院発生時諸費用保険金★	16	1,000		16	0.001	100
	継続介護費用保険金★	0	0		0	0	-
	回復祝金★	0	0		0	0	-
新種保険	臨時費用保険金(新種)	99	6,234	707,606	100	0.014	99.0
	災害付帯費用保険金	8	500		8	0.001	100
	(小計)	2,422	299,626	2,885,546	2,439	0.085	99.3
海上保険	臨時費用保険金	18	744	84,269	18	0.021	100
	合計	44,411	2,773,431	6,066,771	45,219	0.745	98.2

## 自動車保険

### ○ 車両保険 修理時諸費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険にご加入されているお客さまのお車の事故により、お車の修理費が50万円以上（全損以外）となる場合にお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
1回の事故につき、お車の修理費の5%（10万円限度）をお支払いいたします。

### ○ 車両保険 全損時諸費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険にご加入されているお客さまのお車の事故により、全損となる場合にお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
1回の事故につき、車両保険の保険金額の10%（40万円限度）をお支払いいたします。

### ○ 車両保険 代車等費用保険金（定額払）

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険に代車等費用担保特約（定額払）を付帯してご加入されているお客さまのお車が事故・盗難・故障にあった場合にお支払いするものです。  
※お車が自力で走行でき、修理を行わない場合等は、お支払いの対象となりません。
- ・お支払い金額  
ご契約の1日あたりの代車日額に代車必要日数を乗じた金額をお支払いいたします。  
代車必要日数は、事故・盗難の場合は30日、故障の場合は15日が限度となります。

### ○ 車両保険 盗難代車等費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険（被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約が付帯される場合）にご加入されているお客さまのお車が盗難にあったことにより使用不能となった場合にお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
1日あたり3,000円の日額に代車必要日数（最初の3日を控除）を乗じた金額をお支払いいたします。  
ただし、代車必要日数は30日が限度となります。

### ○ 車両保険 再取得時諸費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険に車両新価保険特約を付帯してご加入されているお客さまのお車の事故により、お車が全損となる場合またはお車の修理費が新車保険金額の50%以上となる場合で、代替となるお車を事故日の翌日から90日以内に再取得したときにお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
車両保険の新車保険金額の15%（下限10万円、40万円限度）をお支払いいたします。

### ○ 車両保険 車両買替諸費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険にオーナー費用担保特約を付帯してご加入されているお客さまのお車の事故により、お車の修理費が50万円以上（全損以外）となる場合で、代替となるお車を事故日の翌日から90日以内に再取得したときにお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
車両保険の保険金額の10%（40万円限度）をお支払いいたします。

### ○ 車両保険 盗難対策費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
車両保険にオーナー費用担保特約を付帯してご加入されているお客さまのお車が、盗難にあい、盗難対策費用を盗難発生日の翌日から90日以内に負担したときにお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
お客さまが負担した盗難対策費用（盗難防止装置設置費用、盗難再発防止費用、ドアロック交換費用、盗難車両追尾費用）について、10万円を限度にお支払いいたします。ただし、盗難防止装置が標準装備されているお車をご契約のお車の代替として再取得した場合、盗難防止装置設置費用は3万円といたします。

### ○ 車両保険 休車費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合

車両保険に休車費用担保特約を付帯してご加入されているお客さまのお車の事故により車両損害保険金をお支払いする場合で、代替となるお車を事故日の翌日から90日以内に再取得したとき、または、ご契約のお車を事故日の翌日から90日以内に修理したときにお支払いするものです。

・お支払い金額

ご契約の1日あたりの支払日額に、ご契約に定める対象日数を乗じた金額をお支払いいたします。

○ **車両保険 買替時登録諸費用保険金**

・保険金お支払いの対象となる場合

車両保険に買替時登録諸費用特約（ファーストクラスのセット特約）を付帯してご加入されているお客さまのお車の事故により、お車が全損となる場合またはお車の修理費が50万円以上となる場合で、代替となるお車を事故日の翌日から90日以内に再取得したときにお支払いするものです。

・お支払い金額

車両保険の保険金額の15%（下限10万円、40万円限度）をお支払いいたします。

○ **対人賠償 臨時費用保険金**

・保険金お支払いの対象となる場合

対人賠償保険にご加入されているお客さまが、対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、被害者の方が死亡または病院・診療所に3日以上入院したときに、お客さまが臨時に必要な費用に対してお支払いするものです。

・お支払い金額

1回の事故・被害者1名につき、死亡の場合15万円、3日以上入院の場合3万円をお支払いいたします。

○ **人身傷害 臨時費用保険金**

・保険金お支払いの対象となる場合

人身傷害保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被った場合で、死亡または病院・診療所に3日以上入院したときに、お客さまが臨時に必要な費用に対してお支払いするものです。

・お支払い金額

1回の事故・傷害を被った方1名につき、死亡の場合15万円、3日以上入院の場合3万円をお支払いいたします。

○ **人身傷害 育英資金保険金**

・保険金お支払いの対象となる場合

人身傷害保険に育英資金等担保特約を付帯してご加入されているお客さま（扶養者かつ親権者である方）が事故により身体に傷害を被り、死亡された場合またはご契約に定める重度後遺障害が生じた場合にお支払いするものです。

・お支払い金額

事故日時時点で19才以下の未婚のお子さま1名につき500万円をお支払いいたします。

○ **人身傷害 介護費用保険金**

・保険金お支払いの対象となる場合

人身傷害保険に介護費用担保特約を付帯してご加入されているお客さまが事故により身体に傷害を被り、ご契約に定める後遺障害が生じた結果、要介護状態になった場合にお支払いするものです。

・お支払い金額

要介護状態の期間に対し、その程度に応じて月額20万円または16万円をお支払いいたします。

○ **人身傷害 見舞金**

・保険金お支払いの対象となる場合

人身傷害保険に傷害危険担保特約の見舞金特約を付帯してご加入されているお客さまが、日常生活における事故により身体に傷害を被った場合にお支払いするものです。

・お支払い金額

損害の区分や入院院の日数に応じた次の金額をお支払いいたします。

死亡された場合	: 300万円
後遺障害が生じた場合	: 後遺障害の程度に応じて12~300万円
入院された場合	: 入院日数に応じて1~10万円
5日以上通院された場合	: 通院日数に応じて2~5万円

○ **人身傷害 入通院保険金**

・保険金お支払いの対象となる場合

人身傷害保険に傷害危険担保特約の入通院日数払特約を付帯してご加入されているお

客さまが、日常生活における事故により身体に傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に入通院された場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

平常の生活または平常の業務に従事できる程度に治った日までの日数に応じて、90日を限度として入通院日数1日につきご契約に定める入通院保険金日額をお支払いいたします。

○ **自損事故 介護費用保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

対人賠償保険（自損事故危険担保特約が自動付帯されます。）にご加入されているお客さまが、自損事故危険担保特約の支払対象となる事故により身体に傷害を被り、所定の後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

200万円をお支払いいたします。

○ **自損事故 自損事故保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

対人賠償保険（自損事故危険担保特約が自動付帯されます。）にご加入されているお客さまが、自賠責保険等からお支払いを受けることができない事故により身体に傷害を被った場合で、人身傷害保険金が支払われないときにお支払いするものです。

- ・お支払い金額

死亡された場合 : 1,500万円

後遺障害が生じた場合 : 後遺障害の程度に応じて50万円～2,000万円

入院または通院された場合 : 平常の生活または平常の業務に従事できる程度に治った日までの日数に応じて、入院日数1日につき6,000円、通院日数1日につき4,000円をお支払いいたします。ただし、100万円を限度とします。

○ **傷害給付（搭乗者傷害） 傷害給付金（搭乗者傷害保険金）**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付（搭乗者傷害）保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被った場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

死亡保険金は、傷害給付（搭乗者傷害）保険の保険金額の全額をお支払いいたします。後遺障害保険金は、傷害給付（搭乗者傷害）保険の保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた金額をお支払いいたします。医療保険金は、ご契約内容により、傷害の部位・症状または治療日数等によりお支払い額を計算してお支払いいたします。

○ **傷害給付（搭乗者傷害） 手術加算金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付（搭乗者傷害）保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被り、医療保険金（部位・症状別払）をお支払いする場合で、事故日からその日を含めて180日以内に手術を受けられたときにお支払いするものです。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。

- ・お支払い金額

5万円をお支払いいたします。

○ **傷害給付（搭乗者傷害） 救命救急医療加算金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付（搭乗者傷害）保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被り、医療保険金（部位・症状別払）をお支払いする場合で、事故日からその日を含めて180日以内に集中治療室で2日以上にわたり救命救急医療を受けられたときにお支払いするものです。ただし、1事故につき1回の治療に限ります。

- ・お支払い金額

20万円をお支払いいたします。

○ **傷害給付 死亡時特別保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

100万円をお支払いいたします。

○ **傷害給付（搭乗者傷害） 座席ベルト装着者特別保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付（搭乗者傷害）保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合で、座席ベルトを装着していたときにお支払いするものです。

- ・お支払い金額

傷害給付（搭乗者傷害）保険の保険金額の30%（300万円限度）をお支払いいたします。

○ **傷害給付（搭乗者傷害） 重度後遺障害特別保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付（搭乗者傷害）保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

傷害給付（搭乗者傷害）保険の保険金額の10%（100万円限度）をお支払いいたします。

○ **傷害給付（搭乗者傷害） 重度後遺障害介護費用保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害給付（搭乗者傷害）保険にご加入されているお客さまが、事故により身体に傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とする場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

傷害給付（搭乗者傷害）保険の保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた金額の50%（500万円限度）をお支払いいたします。

○ **搭乗者傷害 事業主費用保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

搭乗者傷害事業主費用担保特約を付帯してご加入されているお客さまのお車に搭乗中の事故により従業員の方が傷害を被り、事故日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または所定の後遺障害が生じた場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

葬儀費用、香典、代替人材募集費用などの事業主が負担された費用について、ご契約に定める金額を限度にお支払いいたします。お支払いには費用のご負担を立証する資料のご提出が必要ですが、死亡の場合は10万円、後遺障害第1級～第3級の場合は5万円、後遺障害第4級～第7級の場合は3万円までの金額については、資料のご提出を省略できます。

○ **事業用動産 臨時費用保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

事業用動産担保特約を付帯してご加入されているお客さまのお車の事故により、ご契約のお車と同時に損害が生じた車室内や荷室内等に積載した事業用動産（商品、什器等）について損害保険金をお支払いする場合には、損害保険金に加えてお支払いするものです。

- ・お支払い金額

損害保険金の10%をお支払いいたします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。

○ **日常生活賠償 臨時費用保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

日常生活賠償責任担保特約を付帯してご加入されているお客さまが、日常生活における事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合で、被害者の方が死亡または病院・診療所に3日以上入院したときに、お客さまが臨時に必要とする費用に対してお支払いするものです。

- ・お支払い金額

1回の事故・被害者1名につき、死亡の場合15万円、3日以上入院の場合3万円をお支払いいたします。

## 火災保険

○ **火災保険 臨時費用保険金（火災）**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

火災・落雷・風災等の事故により損害保険金が支払われる場合にお支払いするものです。（保険種類により対象となる事故の取扱いが異なります。また特約の条件によっては支払われない場合もあります。）

- ・お支払い金額  
原則として、1回の事故につき、損害保険金の30%（住宅物件では100万円、一般物件では500万円限度）をお支払いいたします。（ご契約の条件により異なる取扱があります。）
- **火災保険 新価差額費用保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
積立生活総合保険において、火災・落雷・風災等の事故（盗難・水災事故を除きます）により損害保険金が支払われる場合に、時価額と再調達価額との差額をお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、1回の事故につき、時価額と再調達価額との差額（住宅物件では50万円、一般物件では100万円限度）をお支払いいたします。
- **火災保険 特別費用保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
価額協定保険特約条項が付帯されている契約等において、火災・落雷・風災等の事故により保険の目的が全損もしくは契約終了となる場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、1回の事故につき、損害保険金の10%（200万円限度）をお支払いいたします。
- **火災保険 下肢通院増額支払**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
ホームライフ総合保険の傷害担保特約（ワイドタイプもしくはスタンダードタイプ）が付帯されている契約等で、お客さまの傷害を被った部位が脚・足・足指の場合お支払いする保険金を増額するものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、通院日数1日につき、通院保険金日額の1.2倍の額を通院保険金としてお支払いいたします。
- **火災保険 人身傷害臨時費用保険金**
  - ・保険金のお支払いの対象となる場合  
ホームライフ総合保険の傷害担保特約（ワイドタイプ）が付帯されている契約等で、お客さまが被害事故（第三者加害行為、ひき逃げ）により傷害を被り、死亡もしくは重度後遺障害が生じた場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として死亡の場合10万円、重度後遺障害が生じた場合2万円をお支払いいたします。
- **火災保険 建てかえ時特別費用保険金**
  - ・保険金のお支払いの対象となる場合  
ローン団体扱ホームライフ総合保険の建てかえ時特別費用担保特約が付帯されている場合、損害額の再調達価額に対する割合が70%以上で、かつ100%未満であり、かつ損害を受けた建物と同一用途の建物に建てかえられる場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、保険金額（保険金額が再調達価額をこえるときは再調達価額とします）×10%（1回の事故につき1構内ごとに200万円を限度）をお支払いいたします。
- **火災保険 賠償臨時費用保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
個人賠償責任総合担保特約もしくは日常生活個人賠償責任担保特約が付帯されたホームライフ総合保険、普通傷害保険等で、賠償事故で相手方が死亡された場合もしくは20日以上入院された場合、お客さまへお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、死亡の場合相手方被害者1名につき10万円、20日以上入院された場合相手方被害者1名につき2万円をお客さまへお支払いいたします。

## 傷害保険

- **傷害保険 後遺障害追加支払**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
後遺障害保険金の追加支払に関する特約条項が付帯されたご契約において、後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ被保険者の方が生存されていた場合に保険金をお支払いするものです。
  - ・お支払い金額



お支払いした後遺障害保険金と同額（ご契約の保険種類によって異なります）をお支払いいたします。

○ **傷害保険 入院7日間2倍支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

入院7日間2倍支払特約が付帯された普通傷害保険等において、入院保険金または通院保険金をお支払いする場合、入院保険金もしくは通院保険金お支払い事由に該当した期間の最初の7日間につきお支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、お支払い事由に該当した期間の最初の7日間につき、入院もしくは通院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 入院7日間2倍支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

入院7日間2倍支払特約が付帯された普通傷害保険等において、入院保険金または通院保険金をお支払いする場合、入院保険金お支払い事由に該当した期間の最初の7日間につきお支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、お支払い事由に該当した期間の最初の7日間につき、入院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 顔面傷害入院2倍支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

女性保険等において、お客様の傷害を被った部位が顔面・頭部・頸部で切開、縫合、補てつなどの外科的手術または歯科手術を受けた場合、お支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 特定傷害入院保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

すこやか未来積立傷害保険において、特定傷害（※）で定める状況下でお客様が傷害を被った場合、お支払いする保険金を増額するものです。

（※）特定傷害・・・運行中の交通乗用具に搭乗していない間、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害等

- ・お支払い金額

原則として、入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額の50%を特定傷害入院保険金としてお支払いいたします。（事故の状況、治療の内容により異なります）

○ **傷害保険 疾病入院時一時保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

疾病入院時一時保険金特約が付帯されている傷害疾病保険等でおお客様の入院期間が一定の日数を継続した場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

原則として、ご加入時に予め設定された保険金額をお支払いいたします。（ご契約内容によって異なります）

○ **傷害保険 女性特定疾病2倍支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害疾病保険等でおお客様の疾病入院の原因となった疾病が女性特定疾病であった場合、疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病通院保険金につきお支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、疾病入院保険金、疾病通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。疾病手術保険金は、疾病入院保険金日額に所定の倍率を乗じた金額の2倍の額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 第三者加害行為増額支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

第三者加害行為による傷害倍額支払特約が付帯された普通傷害保険等でおお客様の被った傷害が第三者の故意による加害行為またはひき逃げによるものである場合、お支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額  
原則として、死亡保険金は保険金額の2倍の金額をお支払いいたします。後遺障害保険金は、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた金額の2倍の金額をお支払いいたします。入院保険金、通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。
- **傷害保険 臨時費用保険金（第三者行為）**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
臨時費用担保特約条項が付帯された普通傷害保険等で第三者の行為によってお客さまが傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、60万円を死亡保険金受取人にお支払いいたします。
- **傷害保険 家事労働費用保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
夫婦ペア総合保険、積立夫婦ペア総合保険において、お客さまの配偶者の方が傷害事故によって入院加療を要し、保険証券記載の免責日数を超えた場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、保険証券に記載された家事労働費用保険金日額に入院保険金認定日数から免責日数を差し引いた日数を乗じてお支払いいたします。
- **傷害保険 特定損傷保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
特定損傷保険金担保特約条項が付帯された傷害疾病保険等でお客さまの被った傷害が特定損傷（骨折・関節脱臼・腱の断裂）であった場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、保険証券に記載された特定損傷保険金額をお支払いいたします。
- **傷害保険 退院時一時保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
退院時一時保険金担保特約条項が付帯された傷害疾病保険等でお客さまが所定の日数を経て退院された場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、保険証券に記載された退院時一時保険金額をお支払いいたします。
- **傷害保険 長期入院保険金**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
長期入院保険金支払特約条項が付帯された傷害疾病保険等でお客さまの入院日数が所定の日数を超えた場合にお支払いするものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、保険証券に記載された長期入院保険金額をお支払いいたします。
- **傷害保険 交傷増額支払**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
交通事故傷害増額支払特約条項が付帯された傷害疾病保険等でお客さまの被った傷害が交通事故である場合お支払いする保険金を増額するものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、死亡保険金は保険金額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。後遺障害保険金は、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた金額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。  
入院保険金、通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。
- **傷害保険 就業外倍額支払**
  - ・保険金お支払いの対象となる場合  
就業外傷害2倍支払特約条項が付帯された傷害疾病保険等でお客さまが職業または職務に従事していない間に傷害を被った場合お支払いする保険金を増額するものです。
  - ・お支払い金額  
原則として、死亡保険金は保険金額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。後遺障害保険金は、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた金額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたし

ます。

入院保険金、通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 学校管理下外倍額支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

学校管理下の倍額支払に関する特約条項が付帯されたことも総合保険で、お客さまが在籍する学校の管理下外で傷害を被った場合お支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、死亡保険金は保険金額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。後遺障害保険金は、保険金額に後遺障害の程度に応じた割合を乗じた金額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。入院保険金、通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額に所定の倍数を乗じた金額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 入院・手術支払延長支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

入院保険金および手術保険金支払日数延長特約条項が付帯された傷害保険等で、お支払いする入院保険金、手術保険金のお支払い対象期間を延長するものです。

- ・お支払い内容

支払対象期間を延長（365日、730日、1000日等、ご契約によって異なります）するものです。

○ **傷害保険 傷害入院時一時保険金**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害入院時一時保険金特約が付帯されている傷害疾病保険等でお客さまの入院期間が一定の日数を継続した場合にお支払いするものです。

- ・お支払い金額

原則として、ご加入時に予め設定された保険金額をお支払いいたします。（ご契約内容によって異なります）

○ **傷害保険 成人病2倍支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害疾病保険等で、お客さまの疾病入院の原因となった疾病が成人病（ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患等）であった場合、お支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、疾病入院保険金、疾病通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。疾病手術保険金は、疾病入院保険金日額に所定の倍率を乗じた金額の2倍の額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 三大疾病2倍支払**

- ・保険金お支払いの対象となる場合

傷害疾病保険等で、お客さまの疾病入院の原因となった疾病が三大疾病（ガン・急性心筋梗塞・脳卒中）であった場合、お支払いする保険金を増額するものです。

- ・お支払い金額

原則として、疾病入院保険金、疾病通院保険金については入院もしくは通院日数1日につき、入院保険金もしくは通院保険金日額の2倍の額をお支払いいたします。疾病手術保険金は、疾病入院保険金日額に所定の倍率を乗じた金額の2倍の額をお支払いいたします。

○ **傷害保険 入院発生時諸費用保険金**

- ・保険金のお支払いの対象となる場合

所得補償保険（メディカバー）等において、ケガ又は病気によって保険期間中に入院し就業不能となった場合、入院により生じた費用を負担したことによって被る損失に対しお支払いするものです。

- ・お支払い金額

原則として、5日以上入院された場合に入院発生時の諸費用として5万円、さらに入院が90日以上継続した場合には15万円の一時金をお支払いします。

○ **傷害保険 継続介護費用保険金**

- ・保険金のお支払いの対象となる場合

介護特約付健康長期保険において、要介護状態となった場合、その状態が1年間継続するごとに一時金をお支払いするものです。

- ・お支払い金額

原則として、1回のお支払につき、継続介護支援保険金額の全額をお支払いいたします。

## ○ 傷害保険 回復祝金

- ・保険金のお支払いの対象となる場合  
介護特約付健康長期保険において、要介護状態となり、介護基本保険金のお支払いを開始した後に回復し、要介護状態でなくなった場合に一時金をお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
原則として、保険証券記載の回復祝金の全額をお支払いいたします。

## 新種保険

### ○ 新種保険 臨時費用保険金（新種）

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
偶然な事故によって保険の目的に損害が生じ、損害保険金が支払われる場合にお支払いするものです。（保険の種類によって対象となる事故の取扱いが異なります。また特約の条件によっては支払われない場合もあります。）
- ・お支払い金額  
原則として、1回の事故につき、損害保険金の一定割合をお支払いいたします。
  - ◆動産総合保険は損害保険金の30%（300万円限度）
  - ◆機械保険は損害保険金の10%（200万円限度）
  - ◆ガラス保険は損害保険金の20%（100万円限度）
  - ◆建設工事保険は損害保険金の20%（100万円限度）
  - ◆生活用動産は損害保険金の30%（300万円限度）
  - ◆その他コンピュータ総合、テナント総合、フランチャイズ総合、事業財産総合、商店会総合保険等があります。

### ○ 新種保険 災害付帯費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
災害付帯費用保険金担保特約が付帯された労働災害総合保険等で、死亡に対する法定外補償保険金または後遺障害1級から7級までのいずれかに該当する後遺障害に対する法定外補償保険金をお支払いする場合、お客さま（雇用主）が被用者の身体の障害の発生より支出を余儀なくされた費用をお支払いするものです。
- ・お支払い金額  
原則として、所定の支払限度額表に基づいた金額をお支払いいたします。

## <海上保険>

### ○ 貨物保険 臨時費用保険金

- ・保険金お支払いの対象となる場合  
事故により貨物の損害に対して保険金をお支払いする場合、損害保険金に加えて臨時に生じる費用をお支払いするものです。ただし、臨時費用を支払う特約が付帯されている保険が対象となります。主な保険は次の通りです。
  - ◆フルライン（国内貨物総合保険）
  - ◆オンリーワン（物流包括保険）
  - ◆ビジネスワン（新・物流包括保険）
- ・お支払い金額  
1回の事故につき、損害保険金の10%（但しフルラインでは500万円、オンリーワンでは100万円、ビジネスワンでは200万円を限度）をお支払いいたします。

「保険金お支払いの対象となる場合」および「お支払い金額」は、ご契約の商品や保険始期日により異なる場合があります。

以 上